

Q 短時間の当直勤務は、宿日直勤務として許可されるか

A 始業又は従業時刻に密着して行う短時間（おおむね4時間未満）の当直勤務（電話・文書の收受、定期巡回、火災の予防等）は、宿直・日直勤務としては許可されない。

よって、これらの時間については時間外労働として処理（割増賃金の支払い）しなければならない。